

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○総合特別区域法施行規則による特定国際戦略事業を実施する法人の指定有効期間の変更……………（政策企画局調整部渉外課）…

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

○平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー環境計画指針）の一部改正……………（環境局地球環境エネルギー部計画課）…

○平成三十年における中型まき網漁業の許可等の申請期間……………（産業労働局農林水産部水産課）…

### 告示（選）

○平成三十年東京都選挙管理委員会告示第四十九号（政治団体の届出）の一部訂正……………

### 公告

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………（同）…

## 告示

●東京都告示第七百五十五号

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第八項の規定に基づき、指定法人の指定の有効期間を次のように変更したので、同条第十項の規定により告示する。

平成三十年五月二十三日

名称	主たる事業	所所在地	指定年月日	指定有効期間
住友不動産株式会社	東京都新宿区西産株式会	新宿二丁目四番一號	平成二十九年三月三十一日	平成三十二年三月三十一日

●東京都告示第七百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年五月二十三日

一 施行者の名称	荒川区
東京都知事 小池 百合子	荒川区
二 都市計画事業の種類及び名称	東京都都市計画公園事業第三・四・五十四号荒川公園
三 事業施行期間	平成三十年五月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで
四 事業地	荒川区西尾久六丁目地内 使用の部分 荒川区西尾久六丁目地内

●東京都告示第七百五十七号

平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー環境計画指針）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十三日

東京都市知事 小池 百合子  
第二中「小売電気事業者（以下単に「小売電気事業者」という。）」を「小売電気事業者及び一般送配電事業者」に改める。  
第四 四（三）、五（三）並びに六（一）及び（二）中「2020年度」を「2030年度」に改める。

●東京都告示第七百五十八号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十年における中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたので、同規則第八条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年五月二十三日

東京都市知事 小池 百合子  
許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成三十年五月二十三日から同月二十八日まで

## 告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、立憲民主党東京都参議院選挙区第1総支部から訂正の報告があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の

届出(平成三十年東京都選挙管理委員会告示第四十九号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年五月二十三日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部の部(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部の款立憲民主党東京都参議院選挙区第1総支部の項中「田畑区」を「練馬区」に改める。

公 告

東京都指定給水装置工事業業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二

第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業業者を次のとおり指定した。

平成三十年五月二十三日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九六五〇	株式会社 大誠工業	大宮 誠	練馬区大泉学園町五丁目九番十三	平成三十年三月二十日
九六五一	室井設備 工事	高野久美子	武蔵村山市残堀四丁目四十四番地の七	同日
九六五二	ワタナベ 住設	渡邊 純也	埼玉県川口市柳崎三丁目五番十六号	同日

九六五三 ソーシャル株式会社 赤井 克行 西東京市保谷町四丁目十一番十六号

九六五四 稲毛設備 稲毛 浩司 板橋区中丸町五十番五号

九六五五 慎英工業 井上 英二 埼玉県三郷市戸ヶ崎三千百八十一番地二十

九六五六 岡本設備 岡本 憲二 埼玉県川口市赤井一丁目三番五号

九六五七 KWS工業 加藤 勇太 八王子市式分方町五百八十七番地十五

九六五八 株式会社 キド商会 城戸百合子 小金井市本町四丁目七番五―五十番六号

九六五九 株式会社 ビルドシステム 海鋒 秀雄 港区白金三丁目十一番十二号

九六六〇 株式会社 アスファシリテイ 宇堅 直樹 練馬区大泉町四丁目四十五番二号

九六六一 城総合設備 安部 城通 神奈川県横浜市神奈川区菅田町千七百九十五番地一 菅田農住ハイツアー一〇三号

九六六二 シナネン株式会社 田口 政人 港区海岸一丁目四番二十二号

九六六三 アスライ 丸山 祥吾 清瀬市中里三丁目九百七十二番地十九

九六六四 一條設備 一條 光夫 大田区矢口二丁目三十三番十三号

九六六五 合同会社 アイタスホーム 高木 元宏 板橋区高島平一丁目二一十六番十一―四〇三号

九六六六 株式会社 司工業 澤 淳司 小金井市貫井南町一丁目一番九号

九六六七 有限会社 エスケイ社 佐々木 真 神奈川県横浜市旭区上白根一丁目三十六番二

九六六八 関東水設 上村 了 大田区西糶谷四丁目五番二号 ハイツアオキ第二十一―三〇七号

九六六九 日本企業 株式会社 林 和好 世田谷区中町二丁目二十一番十号

九六七〇 株式会社 菊地電器 菊地 義光 大田区東馬込二丁目八番一号

九六七一 株式会社 ウォータ 永田 弘至 荒川区町屋一丁目十六

九六八一	株式会社 江川 貴司	練馬区上石 同日
九六八〇	株式会社 佐藤 弘二	八王子市下 同日
九六七九	株式会社 林 慎一郎	世田谷区喜 同日
九六七八	株式会社 関 一行	三鷹市中原 同日
九六七七	株式会社 富田 博	荒川区西日 同日
九六七六	株式会社 富里 志門	大田区千鳥 同日
九六七五	株式会社 西村 潤	荒川区町屋 同日
九六七四	株式会社 向後勘兵衛	千葉県旭市 同日
九六七三	株式会社 毛塚 裕史	杉並区堀ノ 同日
九六七二	株式会社 児玉 勇将	埼玉県上尾 同日
九六七一	株式会社 番十四号	

e・t a 神井三丁目  
二十五番地  
五号二二三

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に  
ついて  
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の廃止の届出があった。  
平成三十年五月二十三日  
東京都水道局長 中 嶋 正 宏  
指定番号 商号 代表者 住所 廃止年  
月日  
五二五五 石森設備 石森 公年 八王子市大 平成三十  
工業 楽寺町二百 年二月二  
九十九番地 十日  
五

東京都指定給水装置工事事業者の事業再開に  
ついて  
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の  
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の再開の届出があった。  
平成三十年五月二十三日  
東京都水道局長 中 嶋 正 宏  
指定番号 商号 代表者 住所 再開年  
月日  
八五七一 smile 石村 佑和 国分寺市新 平成三十  
art he 町三丁目二 年二月十  
株式会社 十六番地三 三日  
十八

七八四四 糸川工業 糸川裕次郎 江東区住吉 同月十四  
株式会社 一丁目十四  
番十一号  
宮本ビル二  
〇一

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001